

令和7年6月号

「通っている脱毛クリニックが倒産した！」

事例①

通っている脱毛クリニックが倒産したとニュースで知った。まだ2回しか通っておらず、ローンも残っている。どうしたらよいのか。

事例②

2か月前に契約した脱毛サロンが倒産した。代金は先日カード一括払い引き落とし済み。1回しか通っていないので精算して欲しい。

解説

脱毛エステサロンや脱毛クリニックの倒産が相次いでいます。事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、事業者の財産は破産管財人(弁護士)の管理下に置かれます。精算や返金等について、事業者と直接交渉することはできません。破産管財人からの連絡を待ちましょう。一般的に、契約していた顧客は「債権者届」を破産管財人に提出し、債権者名簿に登録された後、清算配当を待つことになります。清算は、優先債権(税金や従業員の給料等)への支払いを終えてから行われるため、配当はほとんど期待できない場合があります。

役務提供期間内で施術回数が残っており、クレジット分割払いの途中の場合は、クレジット会社に今後の支払い停止を求めるすることができます。まずはクレジット会社に連絡し、「支払停止等のお申出の内容に関する書面」を送る手続きが一般的です。しかしこれは一時的に支払いを止めてもらうだけで、エステなどの役務契約の解約や、既支払金の返還を主張できるものではありません。その後はクレジット会社の判断を待つことになります。

エステやスポーツ教室など、長期間のサービスを受ける契約の場合、その契約期間内に状況が変わり、サービスが受けられなくなる可能性があります。高額な契約をすることはリスクがあるので注意が必要です。

令和7年8月号

「2時間後に電話が止まる？！～個人情報を聞き出そうとする電話に注意！～」

総務省や大手電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスなどを使い電話してくることは絶対にありません。

事例①

大手電話会社から「2時間後に電話が使えなくなる」という自動音声の電話がかかってきた。「1番を押してください」と言うので押すとオペレーターにつながり、言われるがまま住所や名前などの個人情報を伝えてしまった。

事例②

総務省から「あなたの電話番号でスパムメールが大量に送られているので通信を止める」という自動音声の電話がかかってきた。「覚えがなければ1番を押すように」と言わされたので押すとオペレーターにつながり、「電話番号が悪用されているので、この電話を警察に転送する」と言われた。警察と名乗る人に個人情報を伝えた後で、騙されていると気付いた。

(解説)

総務省や大手電話会社を名乗る不審な電話がかかってきた、という相談が増加しています。電話に出ると「2時間後に電話が使えなくなる」という自動音声ガイダンスの後「1番を押してください」とボタン操作を誘導するアナウンスが流れます。1番を押すとオペレーターにつながり、個人情報を聞き出そうとします。また事例②のように「警察に転送する」と言い、警察を名乗る人物が個人情報を聞き出そうとするケースもありました。個人情報を入手し、不当な金銭の請求をすることが目的と思われます。

(対策)

- ①知らない電話番号からの電話には出ないようにするか、慎重に対応しましょう。
- ②電話に出てしまった場合には「電話が止まる」などの言葉に慌てず、途中でも電話を切りましょう。
- ③固定電話の場合、留守番電話設定にしておくことも効果的です。また詐欺防止機能のある電話や機器の無料貸し出しについては、社会福祉協議会や地域包括支援センターにお尋ねください。

令和7年9月号

「大手企業をかたるフィッシングメールに注意！」

公的機関や銀行名、宅配業者、通販業者などをかたり SMS（ショートメッセージサービス）やメールを送信し、パスワードや ID、暗証番号、クレジットカード番号などを詐取し、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が増えています。

事例①

利用しているクレジットカード会社から「あなたのクレジットカードが不正利用されている。取引確認をしてください」というメールが届いた。契約先のクレジットカード会社から届いたメールだと信じてしまい、画面に表示された「不正利用確認フォーム」にアクセスし、クレジットカード番号やメールアドレス、住所、電話番号、名前を入力し送信してしまった。

事例②

大手通販サイトから「会員通知」という件名でメールが届いた。メールを開くと、「月会費 550 円が引き落としえませんでした」と書いてあり「会員ログイン」という記載があったのでタップした。切り替わったページにはクレジットカード番号を入力する欄があったのでカード番号を入力した。

解説

日頃利用している事業者からのメールであっても、記載されている URL にはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスしましょう。
フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら ID、パスワードなどは絶対に入力しないようにしましょう。フィッシングサイトと気づかずに情報を入力してしまった場合、ID やパスワードなどはすぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関に連絡しましょう。

令和7年11月号

「返金詐欺に注意！「〇〇ペイで返金します」と言わされたら詐欺を疑って！」

事例

オークションサイトでブランドバッグを7000円で落札し、電子マネーで支払った。商品が届かないため、注文した事業者の電話番号やメールアドレスに連絡したが、連絡がとれなかった。

数日後、事業者から「品切れなので〇〇Payで返金する」とメールで連絡があった。指示された通り電話で画面を共有しながら返金方法の説明を受けた。相手から送ってきたURLをタップして支払いのボタンを押すように言われたが、これでは自分が相手に支払うことになると思い断ったところ、相手から「これは私の残高画面なので、私が支払うことになる」と言われ、ボタンを押した。

アプリを確認すると、やはり自分が10万円支払ったことになっていた。お金を取り戻したい。

解説

消費者が返金詐欺の被害に遭う前に利用した通販サイトは、消費者と返金のためのやり取りをするきっかけを作るための偽サイトと思われます。相手方は、消費者の「返金してほしい」という心理につけ込みさらにお金を騙し取っています。消費者は、返金のために必要だとの認識でいるため、相手からの電話の指示に従ってしまいます。

ネット通販の商品代金を銀行振込や電子マネーで支払っているにもかかわらず、支払いに使用していないコード決済アプリで返金を行うのは不自然です。「〇〇Payで返金します」と言わされたら詐欺を疑ってください。相手の指示には従わず、消費生活センターに相談してください。

”